

香川縣市町長四国新幹線整備促進期成会規約

(名称)

第1条 本会は、香川縣市町長四国新幹線整備促進期成会と称する。

(目的)

第2条 本会は、四国の新幹線の整備計画格上げ及び早期実現に向けては、整備ルートや駅の位置、並行在来線の在り方等について、地元自治体が主体的に検討することを通じて、機運の醸成を図ることが重要であるとの認識の下、これらに関する積極的な取組を推進するとともに、四国の新幹線の整備による地域活性化と未来に繋がるまちづくりを促進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 四国の新幹線整備に関する施策の提言・要望等
- (2) 四国の新幹線整備に関する調査及び研修並びに意見交換等
- (3) 目的を同じくする県内外の諸団体との連携及び協力に関する事業
- (4) その他、目的達成のために必要な事業

(構成)

第4条 本会は、香川県内の市及び町の首長をもって組織する。

(総会及び臨時総会)

第5条 総会は、毎年1回招集又は書面の方法により開催する。

- 2 臨時総会は、会員の2分の1以上の要求があるときは、前項と同様の方法によりこれを開催するものとする。
- 3 本会の会議は、出席会員の過半数の同意をもって決定する。
- 4 書面開催の場合においては、あらかじめ通知する事項について、書面又は電磁的方法による表決をもってその会員は出席したものとみなす。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長2名
- 2 役員は会員の互選によって選出する。
 - 3 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、総会及び臨時総会の議長となり会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため事務局を置き、事務局は会長が所管する市または町に置く。

(会計)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年2月22日から施行する。
- 2 第9条の規定にかかわらず、本会の会費は当分の間これを徴収しない。